

平成28年7月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成28年7月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成28年7月7日（木）午後2時開議

2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 議案第17号 平成29年度教育振興重点施策の策定について
議案第18号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第19号 市川市教育振興審議会臨時委員の委嘱について
議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第21号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 5 その他
- 6 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第17号 平成29年度教育振興重点施策の策定について
議案第18号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第19号 市川市教育振興審議会臨時委員の委嘱について
議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第21号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 2 その他（1）平成28年6月市議会定例会について

5 出席者

教育長	田中 康惠
委員	五十嵐 美美子
委員	小林 正貫
委員	平田 信江
委員	平田 史郎

委員

鈴木 みゆき

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下	大海
生涯学習部長	千葉	貴一
生涯学習部次長	松本	雅貴
学校教育部長	永田	博彦
学校教育部次長	井上	栄
教育政策課長	牛尾	進一
教育総務課長	板垣	道佳
就学支援課長	木村	泰子
教育施設課長	戸佐	薰
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	川野	修一
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	小倉	貴志
学校安全安心対策担当室長	蜂須賀	久幸
指導課長	黒木	政継
保健体育課長	佐藤	伸雄
教育センター所長	新田	司

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主幹	室岡	稔
"	副主幹	高井	裕美子
"	副主幹	岡田	靖弘
"	主任	大島	裕美
"	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成28年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案5件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、平田信江委員を指名いたします。続いて、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。それでは、五十嵐委員、お願ひいたします。

○五十嵐委員

それでは、「議案」に入ります。議案第17号「平成29年度教育振興重点施策の策定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第17号「平成29年度教育振興重点施策の策定について」ご説明いたします。議案の1ページをお願いいたします。まず、提案理由ですが、今年度第1回総合教育会議が7月28日に開催される予定でございます。この総合教育会議におきましては、①教育、文化等の振興に関する総合的な施策の大綱②教育、文化等の振興を図るための重点施策③児童生徒の生命身体の保護等のための緊急措置につきまして、市長と教育委員会が自由な意見交換を行う「協議」また、予算や条例提案など協議事項に係る事務についてそれぞれの事務の調和を図る「調整」を行うこととされております。つきましては、第1回総合教育会議前に、教育委員会として、市長と協議いたします「重点施策」を策定する必要があるものでございます。それでは、「平成29年度教育振興重点施策」についてご説明いたします。議案の2ページ以下をお願いいたします。まず、重点施策の構成でございます。「1はじめ」といたしまして、ただいまご説明いたしました重点施策を定める理由を、「2 平成29年度教育振興重点施策」といたしまして、平成29年度において重点的に講すべき施策を、「3 平成29年度教育振興重点施策の取扱い」といたしまして、策定後の重点施策の運用方針を、それぞれ、記載しております。続きまして、具体的な記載内容について、順次ご説明いたします。まず「1はじめ」につきましては、ただいまご説明いたしました重点施策を定める理由を記載してございますので、省略させていただきます。「2 平成29年度教育振興重点施策」からご説明させていただきます。重点施策につきましては、大きく2つ、「第2期市川市教育振興基本計画の推進」及び「新たな教育課題

への対応」の観点で構成しております。1つ目、「第2期市川市教育振興基本計画の推進」でございますが、「新規施策の充実」及び「点検・評価に基づく施策の改善」という2つの観点で構成しております。まず、「新規施策の充実」でございます。第2期市川市教育振興基本計画を策定した際、計画期間に新たに取り組むこととした「校内塾・まなびクラブ」、「塩浜学園における小中一貫教育」、「中高連携による市川版中高一貫教育」につきましては、継続して推進を図る必要がございますので、①「校内塾・まなびクラブ」に係る施策1-2-1「確かな学力を育成する取り組みの推進」②「小中一貫教育」及び「中高一貫教育」に係る施策2-2-2「学校間の連携の推進」は、引き続き重点施策といたします。次に、「点検・評価に基づく施策の改善」でございます。ここに記載されている5つの施策は、6月定例教育委員会において議決をいただきました27年度点検評価において、「施策の実現が図られているとはいえない」と評価したところでございます。この5つの施策につきましては、教育課題として速やかに改善を図る必要がありますので、平成29年度重点施策といたします。2つ目、「新たな教育課題への対応」でございます。まず、平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれている「学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進」や「公立小中学校の適正規模化の支援」などに速やかに対応するため、平成28年度の重点施策に定めました「家庭・学校・地域の連携施策の再構築の検討」、「学校適正規模の検討」につきましては、引き続き平成29年度の重点施策とし、施策の推進を図ってまいります。次に、平成29年度の重点施策として、新たに「外国語教育の早期化への対応」を加えるものでございます。これは、平成25年12月13日、文部科学省が「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表したことを受けたものでございます。この実施計画は、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、小学校5・6年生から実施している外国語活動を小学校3・4年生から実施、中学校1年生から実施している教科としての英語学習を小学校5・6年生から実施、というように外国語教育の早期化を図るものでございます。文部科学省は、これらを平成30年度から段階的に実施、平成32年度から完全実施と定めておりますが、平成30年度から始めるにしても、児童生徒や学校が円滑にこれらの授業に取り組み始めるためには、その体制整備、例えば外国語活動指導員の確保などが欠かせないと考え、今回新たな教育課題として、平成29年度重点施策に加えるものでございます。以上が、重点施策の内容でございます。最後に、「平成29年度教育振興重点施策の取扱い」でございます。ただいまご説明いたしました重点施策につきましては、本日ご審議いただきました結果に基づき、7月28日開催予定の平成28年度第1回総合教育会議におきまして市長とご協議いただき、その結果を踏まえて、必要な見直し等を行うこととしております。そして、見直しを図った重点施策につきましては、平成29年度教育行政運営

方針、平成29年度当初予算への反映に努めることといたしております。以上、「平成29年度教育振興重点施策の策定について」ご説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何かご質問ございますでしょうか。4ページについては、何かご説明はございますか。

○教育政策課長

4ページにつきましては、今ご説明させていただきました表の一覧ということでまとめてありますので、先ほど説明しましたように、要するに3つの観点から平成29年度教育振興重点施策をこのように掲げさせていただいたという内容になっております。他に特に説明することはございません。

○五十嵐委員

ありがとうございました。改めまして何かございますか。よろしいでしょうか。7月28日はこれを踏まえて総合教育会議に出席しないといけませんね。他に質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、議案第18号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第18号「市川市教育振興審議会への諮問について」をご説明いたします。議事日程の5ページをお願いいたします。本議案は、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針の策定にあたり、「市川市教育振興審議会」へ意見を求めるについて、ご審議いただくものでございます。まず、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針の策定について、ご説明させていただきます。議事日程の6ページ、諮問書(案)をお願いいたします。現在、本市の公立小学校及び中学校につきましては、特定の学校の大規模化や小規模化など、規模の違う学校が併存する状況にございます。学校の規模によって、児童生徒数が少ないと、または多いことによる利点もあると同時に、教育上の課題も生じてまいります。例えば、小規模校では、班活動やグループ分けに制約が生じたり、クラブ活動や部活動が限定されたりといった課題が考えられ、大規模校では、特別教室等の調整が困難であったり、役割分担の少ない子どもが現れたりといった可能性が考えられます。このような課題については、その解決を図るために、学校規模の適正化が必要となってまいります。また、少子化の進展が予測される本市におきましては、学校が過度に小規模化するこ

とによって、児童生徒が生きる力を育むために、多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりすることの出来る一定規模の集団が確保されないと、教育条件への影響も懸念されております。このような状況にあって、これからも児童生徒の教育条件をより良いものにし、生きる力を育むことのできる学校教育を保障するためには、将来的な視野に立って、学校規模の適正化に係る検討が必要となっており、学校の適正規模・適正配置に関する方針を策定するものでございます。次に、市川市教育振興審議会に意見を求めることがあります。ご説明させていただきます。今回策定いたします学校の適正規模・適正配置の方針につきましては、特に専門的な事項でありますことから、当該事項の専門的な知見を活用することが求められております。また、学校の先生方や児童生徒の保護者、地域住民といった、学校に関係する幅広い立場の方からの議論が必要となってまいります。このことから、それぞれの代表で組織される市川市教育振興審議会でご審議いただくことが、適切であると考えるものでございます。また、当該事項は、本市教育振興の重要な課題であることから、市川市教育振興審議会条例第2条第1項の「教育振興基本計画に関するこころ」に該当し、当審議会に意見を求めるとしたものでございます。以上、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を市川市教育振興審議会に諮問させていただくことについて、ご説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、議案第19号「市川市教育振興審議会臨時委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第19号「市川市教育振興審議会臨時委員の委嘱について」をご説明いたします。議事日程の7ページをお願いいたします。本議案は、市川市小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針の策定にあたり、市川市教育振興審議会に、臨時委員を加える必要があるため、ご審議をいただくものでございます。はじめに臨時委員を委嘱することについて、ご説明いたします。学校の適正規模・適正配置に関する方針策定は、特に専門的な事項であることから、当該事項の専門的な知見を

活用することが求められています。このことから、市川市教育振興審議会条例第3条第2項の「特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる」という規定に基づき、当該事項に見識を有する者を、臨時委員として審議会委員に加えるものでございます。次に、市川市教育振興審議会条例第4条第1項に基づき、委嘱を予定しております委員候補者について、ご説明いたします。議事日程の8ページをご覧ください。委嘱を予定しております候補者2名につきましては、下の欄の案をご覧ください。まず1名は、学校の適正規模・適正配置に関する見識を有する者として、貞広斎子氏、こちらは千葉大学教育学部教授でございます。もう1名は、学校施設の管理・活用に関する見識を有する者として、柳澤要氏、こちらも同じく千葉大学大学院工学研究科教授でございます。どちらも任期は、平成28年7月11日から、適正規模・適正配置に関する方針の調査審議が終了する日までとなっております。なお、7月11日は、第3回市川市教育振興審議会の開催を予定している日でございます。以上、市川市教育振興審議会臨時委員の委嘱について、ご説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。会を開いてみないと分からぬと思いますが、どれくらいの見通しでやるのでしょうか。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。今考えておりますのは、先ほど申しました今月の11日に1回開きまして、その時に適正規模についてご審議いただきまして、それから、8月にも予定しております。7月と8月の2回で適正規模についてご理解いただきまして、それが終わりましたら、適正配置のご審議をお願いいたします。配置につきましては、恐らく年度をまたぎまして、平成29年度いっぱい、30年3月頃までを目処にまとめていきたいと思います。適正規模をまとめた段階で、また定例教育委員会にかけて、ご報告させていただいて、適正配置がまとめた段階で最終的にご報告させていただきたいと考えております。宜しくお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、議案第20号「市川市少年センター運営協議会委員の

解団及び委団について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。誠に恐れ入りますが、ご説明させていただく前に、資料の訂正をお願いいたします。議事日程の10ページをお願いいたします。市川市少年センター運営協議会解団委員・委団委員一覧がございます。上段に解団委員、下段に委団委員の一覧がございますが、下段の委団委員の一番右の欄でございます。委団年月日としなければいけないところ、解団年月日と記載されております。誠に申し訳ありませんが、委団年月日に訂正をお願いいたします。それでは、議案第20号「市川市少年センター運営協議会委員の解団及び委団について」ご説明させていただきます。議事日程9ページから11ページをご覧ください。この運営協議会は、少年センターの運営について、教育委員会の諮問に応する機関として、15名の委員で構成されております。恐れ入りますが、議事日程の10ページをご覧ください。この委員のうち、辞職願の届けがありました第1号委員の教育関係者3名及び第3号委員の警察関係者1名を解団するとともに、市川市少年センター設置条例第6条第1項及び同施行規則第2条の規定に基づき、新たに4名の委員の委団についてご提案させていただくものでございます。新たな委員といたしまして、第1号委員の教育関係者として、市川市立第五中学校校長の小林淳氏、市川市立若宮小学校校長の佐藤晴夫氏、並びに千葉県立市川工業高等学校校長の藤平秀幸氏の3名。また、第3号委員の警察関係者として、千葉県行徳警察署生活安全課課長の藤田一嗣氏を、少年センター運営協議会委員として委団したく、教育委員会の議決をお願いするものであります。なお、任期につきましては、前任者の残任期間とし、平成28年7月8日から平成29年7月16日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続いて、議案第21号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解団及び委団について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○義務教育課長

はい、義務教育課長です。議案第21号「市川市立小学校、中学校及び義

務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。資料は、12ページ、13ページでございます。まず、提案理由でございますが、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条第1項に定める委員のうち、第2号から第4号委員の辞職に伴い、新たに委員を委嘱するため、提案させていただくものでございます。解嘱される委員は、第2号委員の緒方紀子氏、江間實氏、第3号委員の高鍋誠太郎氏、第4号委員の中野政夫氏の4名でございます。次に後任として、団体等により推薦いただきました委員の皆様です。第2号委員は、市川市子ども会育成会連絡協議会からのご推薦で、同協議会の副会長を務めておられます田中眞理子氏です。同じく第2号委員は、市川市自治会連合協議会からのご推薦で、現在塩浜自治会会长の杉山直樹氏です。第3号委員は、市川市公立学校長連絡協議会からのご推薦で、市川市立第七中学校校長藤平一成氏です。第4号委員は、市長部局職員として、道路交通部次長の横地眞美恵氏です。なお、委嘱期間につきましては、4名とも、平成28年7月8日から、平成29年7月3日までとなります。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、「その他」に入ります。「(1) 平成28年6月市議会定例会について」のご説明をお願いいたします。

○教育次長

はい、教育次長でございます。平成28年6月の市議会定例会の質疑についてご報告申し上げます。お手元に別冊のその他(1)をご用意いただければと思います。まず、会期ですが、6月議会は、平成28年6月10日(金)から6月22日(水)を会期として開催されました。教育委員会に関する議案はございませんでしたが、教育委員会所管の事項について、5会派より代表質問、4名の議員より一般質問がなされました。本日は時間の都合上、主な質問事項について説明いたします。説明する部分につきましては、太い下線を付しておりますのでご参照いただければと思います。それでは、まず代表質問ですが、代表質問は5会派よりなされました。主なものをご紹介いたします。まず2ページをご覧いただければと思います。創生市川第3の荒木議員よりご質問がございました「コミュニティスクールについて」でございます。まず(1)の「コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育の

「推進について」は、塩浜学園で小中一貫教育とコミュニティスクールを組み合わせることによる効果についてご質問がございました。下線部のところですが、当方より『今後は「コミュニティスクール」とすることによって、法的な権限と責任のもとで保護者や地域の方々の学校運営への参画が進み、地域ぐるみで子どもたち9年間の成長を支える体制が更に充実していく』旨の答弁をしております。続いて(2)の「今後の指定校の指定方針について」でございますが、下線部のとおり、『平成33年度までを目途として、今後、全ての幼稚園、学校に学校運営協議会を設置』すること、また、次の行ですけれども、『来年度は、塩浜学園以外の学校を研究校として複数校指定』する旨を答弁しております。最後に(3)の「コミュニティクラブとの関係について」は、下線部ですけれども、『個々の取組を有機的に結びつけてネットワーク化を図り、地域全体で子どもの成長を支える「新たな体制」を構築する』旨を答弁しております。続いて、一般質問の主なものをご紹介いたします。まず6ページをご覧いただければと思います。「主権者教育について」でございます。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことで関心が高まっており、3名の議員より義務教育段階における主権者教育をしっかりと行うべきとの趣旨のご質問がありました。3名の議員の質問は重なる部分が多くございますので、共通する部分は省略させていただきます。まず6ページの上段ですが、無所属の会の長友議員のご質問でございますが、小学校と中学校での主権者教育に関わるそれぞれの学習内容を答弁した上で、下線部のところになります、『地域や社会全体の課題に子ども達が主体的に関わり、社会をよりよくするための方策を考え、提案したり実践したりする学習となつており、主権者教育に必要とされる「社会参画力の育成」をまさしく意識したもの』との旨を答弁しております。義務教育段階からも社会参画力の育成という観点で体系的に取り組んでいるということで、答弁をしております。次に、同じく6ページの下段になりますが、無所属の会の湯浅議員のご質問でございます。小・中学校の主権者教育に関する副教材の作成についてご質問がございました。下線部ですが、当方より『文部科学省より高校生向けの副教材が配付されているが、義務教育の段階においては、現時点で作成・配付するといったことは聞いていない』こと、そして、市川市としましては『今後、国の動向を踏まえて対応』する旨答弁しております。最後に、8ページをご覧ください。民進・連合・社民の西牟田議員のご質問でございますが、小中学校における模擬選挙についてご質問がございました。こちらは例えば、生徒会役員選挙において生徒主体による運営が行われているということを答弁した上で、下線部になりますけれども、『生徒は立候補者の演説の中身を比較検討し、自ら責任を持って投票し、当選した生徒は選ばれた重みを感じ取りながら生徒会の仕事にあたっている』こと、また、次の行になりますが、『政治に関心を持ち、選挙に参加し、自らの意志で投票し代表者を決めるといった

主権者意識の高い国民の育成につながっていく』旨答弁しております。以上、ポイントのみで恐縮ですが、議会報告とさせていただきます。なお、ご質問等がございましたら、先ほどご紹介した質問以外のその他の質問も含めまして、所管課長より回答させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問ございますか。もし何かありましたら、後ほど伺っていただきたいと思います。それでは、教育長お願ひいたします。

○教育長

それでは、これをもちまして、平成28年7月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時36分閉会)